

仕様書

- 1 案件名称 防犯カメラ（街頭用）一式 買入
- 2 設置場所 大阪市住之江区内3カ所（3台）別紙のとおり
- 3 納入期限 令和 7年 12月26日（金）

4 納品内容及び数量

	内容	数量	備考
1	屋外用ハウジング型デイナイトカメラ （録画装置一体型カメラタイプ）	3台	電源等必要な装置については、ハウジング内に収めていなくても可とする。
2	SDカード等記録媒体 （128GB以上）	6枚	入れ替え用を含む （実装品と同等品）

5 仕様

（1）屋外用ハウジング型デイナイトカメラ

・本体及び撮影機能

形状・構造等	レンズ一体型でポールや壁面に取り付けできる構造及び重量で、容易に破壊されない構造であり、カメラ設置後の画角調整が可能であること
サイズ （本体のみ）	幅180mm以下 奥行480mm以下 高さ140mm以下 重量4.0kg以下
映像素子	1/3型 インターライン転送方式 CCD、CMOS又はMOS相当で、鮮明な画像が得られること
画素数	200万画素以上
水平解像度	アナログ方式の場合のみ（1000TV本以上であること）
最低被写体照度	0.1Lux以下（白黒モード）、0.5Lux以下（カラーモード）
逆光補正機能	有
プライバシー マスク機能	有
防塵・防水性	屋外設置の使用において、暴風雨時においても問題なく動作を維持できる防塵及び防水機能を有すること（IEC規格：IP66準拠）

・録画機能

記録メディア	録画装置内部のSDカード、フラッシュメモリー等の記録メディアに保存できること
記録容量	1280×720以上の解像度で7日間以上の保存ができること 古いデータは順次上書き録画する機能を有すること
セキュリティ	パスワード等によるセキュリティを施し、特定者のみが映像を確認できること （記録メディアにパスワード等のセキュリティを施す方法も可とする）
映像データの取 出し方法	録画装置内の記録メディアを容易に入替えができること

・その他

通知機能	録画サインランプ等によりハウジング外面から、機器異常が確認できること (確認ランプの外付け対応も可とする)
ハウジングの セキュリティー	不特定の者が容易にカメラや記録媒体を取り出せない仕様(鍵・特殊ネジ等) になっていること
復旧機能	停電時、復電後にカメラが、停電前の状態に復旧する機能を有すること
製品保証	保証期間は設置から1年間とし、1年以内の故障・不具合等があった場合は、受 注者が無償で修理又は再設置を行うこと
付属品等	防犯カメラ本体及びその他すべての付属品の設置に伴って、必要となる物品 (接続部品等)については、本仕様書の記載の有無に関わらず、すべて提供す ること
表示シール	ハウジングの側に幅60mm、白色の下地に黒文字で「防犯カメラ作動中 住之 江区役所」と書いた容易に剝がれないシールを貼付すること

(2) SDカード

カード規格	SDXCカード
容量	128GB以上
スピードクラス	クラス10

6 納入設置

- (1) すべて新品を納品すること。
- (2) 現在設置している防犯カメラを取り外し、買入した防犯カメラを設置すること。取り外した防犯カメラについては、住之江区役所まで持参すること。
- (3) 契約締結後、速やかに納入予定物品と取扱説明書、作業計画書を提出し、設置方法及びパスワード詳細等、各設定場所の詳細な設置方法及び設置時期を発注者と協議のうえ決定すること。
- (4) 設置場所(取付指示物)の確保、電力会社への新規、廃止申請、電源の確保、電力引込手続き及び警察等官公庁への申請等、設置に必要な手続き書類の作成及び申請は受注者が行うこと。
- (5) 関西電力柱の取付け方法については、受注者が事前に取付け先と確認を行うこと。
- (6) 機器設置に際して、従業員は統一の腕章等により、従業員であることが識別できるようにすること。
- (7) 設置にあたっては諸法令を遵守すること。
- (8) 技術的問題その他の理由により指定場所への設置が困難となる場合には、発注者により、設置場所を変更する。なお、設置場所を変更したことによる契約金額の変更を行わない。
- (9) 取付け後、完了報告書を提出すること。また、取付けたカメラが撮影した画像を紙ベース及び電子データで提出すること。
- (10) 設置にあたっては、諸物品若しくは、建造物等に破損、紛失などの損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者において速やかにその損害の補償・賠償を行うこととし、発注者は一切の責任を負わない事とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。
- (11) 本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し一切外部に漏らしてはならない。

- (12) 設置及び撤去にかかる必要な申請費用、道具、消耗品、取付け腕金及び運搬も含め（事前調査費用、電源関連作業費用含む）全て受注者の負担とする。

7 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては確認・協議のうえ、適正に実施すること。
- (3) 契約締結後、速やかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- (4) 納入機器の運搬には、「グリーン配送に係る特記仕様書」に基づいたグリーン配送適合車を用いること。
- (5) 「暴力団等の排除に関する特記仕様書」を遵守すること。

- 8 事業担当 大阪市住之江区役所 協働まちづくり課（防災安全担当）
担当者 高木・植田
大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
電話番号 : 06-6682-9975
FAX番号 : 06-6686-2040

防犯カメラ設置場所一覧

	管理番号	設置場所	関電柱番号	撮影方向
①	28-10	北加賀屋1-9-12	Wサクライ5	南
②	28-21	南港中5-5-37	Nタウン50	西
③	28-23	南港中5-6-21	Nタウン68	南

① 28-10 北加賀屋1-9-12 南西角 (Wサクライ5)



【予定設置箇所】関電柱



【撮影方向】南



② 28-21 南港中5-5-37 西側 (Nタウン50)



【予定設置個所】 関電柱



【撮影方向】 西



③ 28-23 南港中5-6 南東角 (Nタウン68)



【予定設置箇所】 関電柱



【撮影方向】 南



グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること